

令和7年度 放課後児童クラブの利用申込みについて

1 受付期間 令和6年11月1日(金)～令和6年11月29日(金)

2 提出場所 御前崎市社会福祉協議会

・ふれあい福祉センターなごみ (開館日時;月～金 8:15～17:00 祝日は除く)

・浜岡福祉会館 (開館日時;火～土 8:15～17:00 祝日は除く)

※こども未来課では、受付ができません。

3 提出書類 ① 放課後児童クラブ利用申込書

② 添付書類

(1) 調査票(利用申込書裏面)

利用の形態、送迎時間、家族の状況等について、記入してください。

(2) 就労証明書(コピー可)

父母・祖父母等が勤務している方や勤務予定の方について提出してください。

自営業または農業や漁業に従事している方は、就労証明書を令和5年分の確定申告書の写しを添付してください。

※ 70歳以上の祖父母の勤務・採用予定証明書は提出不要です。

(3) 医師の診断書

父母・祖父母が病気療養中の場合は、必要となります。

4 書類配布 令和6年10月21日(月)～

市役所こども未来課、社会福祉協議会、各放課後児童クラブ、各園で配布します。また、社会福祉協議会ホームページからも書類をダウンロードできます。

※ 令和7年度保育園等の入園申込みをされる方は、そちらに提出する書類の写しを添付することができます。(②の(2)、(3)の添付書類)

5 選考方法 申込者数が定員を超えた場合、希望しても利用できないことがあります。その場合、次の①または②の優先順位により利用者を決定します。(勤務形態、調査票の内容等を併せて考慮します。)

① 低学年を優先します。

② 次の順序で優先します。

1) ひとり親世帯

2) 核家族世帯

3) 母子・父子で祖父母同居世帯

4) 両親と祖父母同居世帯

※ 住民票は別でも同じ敷地内等に居住の場合は、同居とみなします。

※ 祖父母同居世帯は祖父母も勤務している等により、日常的に昼間子どもの世話をする人がいない児童の家庭が対象となります。

6 今後の予定 2月中旬 利用承認・不承認通知を発送

3月上旬 利用者説明会を開催

4月1日～ 利用開始

※ 新1年生で長期休業日利用者は、4月1日～入学式前日までの春休みも利用できます。

7 問合せ先 社会福祉協議会 電話 0548-63-5294(利用申込み、日常の運営管理)

市役所こども未来課 電話 0537-85-1120(利用料金について)

